

社会福祉法人法光会

評議員選任・解任委員の報酬並びに費用支給基準

(目的)

第1条 この支給基準は、社会福祉法人法光会（以下「法人」という。）評議員選任・解任委員会運営細則第5条2項、3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員の報酬、費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬並びに費用の支給)

第2条 法人は、委員の職務執行の対価として報酬を支給する。但し、委員が職員である場合は、これを支給しない。

- (1) 報酬の支給額は、1回の委員会出席につき3,000円とする。
- (2) 支給方法は、基本的に年度末に一括して支給する。
- (3) 費用は、委員としての研修会等に参加した場合、当法人旅費規程を適用し支給する。

(改正)

第3条 この基準の改正は、法人評議員選任・解任委員会運用細則第14条により実施する。

附則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。